

日程第1 一般質問

- 4番 長尾和則
（1）企業社員の派遣による地域活性化について
（2）災害時の避難所におけるトイレの確保について
- 5番 桂川雅信
（1）子どもたちの健康情報共有について
～「健康手帳」プレゼントの提案～
（2）「特定地域づくり事業協同組合」の設立を急ぐべき
（3）信州大学との連携協定について
（4）地方交付税を「依存財源」と表現するのはやめよう。

- 3番 中塚礼次郎
（1）訪問介護事業所の危機打開を
（2）小中高生の自殺最多・自宅や学校以外の居場所確保を

- 2番 松村利宏
（1）防災・減災、DXの活用について

- 6番 山崎啓造
（1）村長の目指す未来に向けた村づくりと村政の課題にどう向き合うか。

- 9番 大原孝芳
（1）政権与党の過半数割れで行われている国会審議は今後地方行政（中川村）にどのように影響していくか。
（2）役場内の労働環境の改善（ハラスメントへの対応）について

出席議員（10名）	
1番	片桐邦俊
2番	松村利宏
3番	中塚礼次郎
4番	長尾和則
5番	桂川雅信
6番	山崎啓造
7番	島崎敏一
8番	大島歩
9番	大原孝芳
10番	松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	松村恵介
地域政策課長	眞島俊	住民税務課長 会計管理者	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	松崎俊貴
建設環境課長	宮崎朋実	リニア対策室長	小林好彦
教育次長	上山公丘		

職務のために参加した者

議会事務局長	桃澤清隆
書記	座光寺てるこ

令和 7 年 3 月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和 7 年 3 月 1 1 日 午前 9 時 0 0 分 開議

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長

おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集、御苦劳さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第 1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4 番 長尾和則議員。

○4 番

(長尾 和則) おはようございます。(一同「おはようございます」)

本日は 3 月 11 日でございます。2011 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災から 14 年の月日が経過いたしました。改めまして、大震災によって貴い命を失われた方々に謹んで哀悼の意を表したいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

私は、さきに提出しました通告書のとおり、大きく 2 項目について質問をさせていただきます。

最初に「企業社員の派遣による地域活性化について」質問をいたします。

総務省は令和 7 年度に重点分野として積極的に取り組む施策について取りまとめ、昨年 8 月 30 日に総務省重点施策 2025 として公表いたしました。

添付資料 1 を御覧ください。

少し余談になりますが、本日、私は資料を 4 枚用意いたしました。この議場におられる方のお手元には資料がございますが、テレビや動画で中継を御覧の皆様並びに傍聴席にお見えになる方には資料の内容が分かりません。こんな点も今後の D X——デジタルトランスフォーメーションですね、D X の推進によってモニター等で御覧になっていただけるよう改善できたらいいなと、議会広報委員、また議会運営委員の一員として思っております。

それでは、改めまして資料 1 を御覧ください。

大項目のⅡに「地域経済の好循環と持続可能な地域社会を実現するための地方行政基盤の確立と地域経済・社会の活性化」と銘打たれております

において 449 団体ございます。全国の自治体数が 1,741 ですので、約 26%の自治体がこの制度を活用しているということになるかと思えます。派遣企業は 330 社、地域活性化起業人は 779 名であり、それぞれ過去最高を記録しているそうであります。

ここで冒頭に述べました総務省重点施策 2025 の地域活性化起業人のマッチング支援のプラットフォームの構築に話を戻したいと思います。

令和 5 年度に総務省が調査したところ、3 大都市圏の企業 5 万 5,000 社のうち「制度に関心がある」と回答した企業が約 3,000 社ある一方、制度を活用したい自治体、企業においては、どのようにアプローチを行えばいいか分からないといった声が上がったそうであります。この制度を活用してみたいんだけど、その取っかかりをどうしていいのか分からないと、自治体、企業とも悩んでいるということでもありますね。

現に、それまでにこの制度を締結した自治体と企業に総務省がアンケートを取った結果、協定締結に至ったきっかけは、派遣元企業は従前から接点を持っていた企業であり、自治体側から制度の活用に係る打診をしたと、このケースが 34.3%、これが一番多くて、その次に多かったのが、今のケースの逆パターン、派遣元企業は従前から接点を持っていた企業であり、企業側から制度の活用に係る打診があったとするケースが 19.9%、これが 2 番目に多かったと結果が出ております。

つまり、令和 5 年度までにこの制度を活用した自治体、企業の多くは、それまでにお付き合いのあった企業もしくは自治体と協定を締結したところが多いということでもあります。

そこで、総務省は、令和 6 年度――今年度、自治体、企業の双方が制度を有効かつ円滑に活用できるようにするため、令和 6 年度補正予算によって 7,000 万円の予算を計上して地域活性化

○ 4 番 ことを検討してまいりたいと、その上で、プラットフォームというものができておようでありますので、まずこちらのほうで課題を整理して、総務省のほうに手挙げをして、それから指導といいますか、紹介をいただいたりすると、こういうことになろうかと思っております。

（長尾 和則） 今、村長のほうから総務省のほうへ手挙げをしてというお話がありましたが、プラットフォームの構築は、まだできたばかりですので、私も総務省の関係をいろいろ勉強してみたんですが、まだはっきりこれといったものがうたわれていない感じですが、調べた限りでは、現在、この募集に手を挙げておるのは、県内では茅野市と信濃町のみであります。これから活用できる制度ということかと思えますし、繰り返しになりますけど、新しい視点で課題を捉え直すっていうことを重要な点として捉えていただきたいと思います。

先日の3月6日、観光協会主催のなかがわ産業交流会へ私も参加させていただきました。大変有意義な催しだったと思います。

その中で東京都の株式会社地域計画連合の田島邦晃副社長のお話を聞かせていただいたわけですが、中川村の多様な視点を捉えたお話を伺って、目からうろこが落ちる思いでありました。やはり新しい視点で課題を捉えるということは課題解決に向けて大きな力になるんだなということを、このときも強く感じました。

田島副社長のお話の中に風の人と土の人が交わることがとっても重要なんだというお話があったかと思えます。風の人というのは村外の方で新しい視点やノウハウを持った人のこと、土の人というのは中川村に住んでいる人で歴史や伝統などをよく分かっている方のこと、この風の人と土の人が交わることによってよい風土が生まれるんだと、築かれていくんだというお話がありました。私も、まさしく、そのとおりであると思えます。

そんな点で、今、村長は前向きに検討していただけるということですので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

質問の2点目であります。検討を進める場合、第6次総合計画後期計画が始まる来年度が適期と私は考えますが、どうであるか、お尋ねをいたします。

○村 長 第

○ 4 番 状があります。後で5番議員さんから御質問がありますので、またお答えを、そこでお話があるかと思えますけれども、とにかく人材不足の現状があると。それで、企業と接点が、要するに、そういうことがありながら企業との接点ができていない現状が続いております。

また、将来、中川村義務教育学校の発足に伴いまして小学校が空いてまいります。こういったところで、これらの施設が活用できないかなどと考えることもテーマとしてあるかなということでもあります。

それから、3点目に多いカテゴリーであります。移住促進、都市農村交流、交流人口の拡大など、これが50人で、全体の6%を占めているということのようであります。

それで、村の現状等々から考えますと、これからは移住者によって地域が支えられていく期待は大きいわけであります。

それで、全国的に人口が減少するとはいえ、村の持つ魅力と移住者の方が村を選んでいく選択のポイント、こういったものが分かって、これがかみ合っていけば、多少なりとも移住者を増やしていく期待が持てるだろうなということとは昔から考えておるところかなということでございます。

それから、4点目の多いところは、GX——グリーントランスフォーメーションといわれる例えば脱炭素に関したことでございます。これらが24人の3%、そして5番目が教育関係17人、2%などと続いております。

以上のことから申し上げますと、2番と3番、新たに申し上げますと、地域活性化、それから雇用対策、人材育成、企業誘致、非常に乱暴っていうか、幅が広い言い方になりますけれども、それと移住促進、都市農村交流、交流人口の拡大、こういったところに関連しての地域活性化起業人の派遣が受けられればと思っているということで、今はそんなようなことを考えている段階でございます。

（長尾 和則） 分かりました。

失礼ながら、ちょっとデータに誤りがあるようですので修正しておきたいと思いますが、1番目の観光振興が1番で28%というのはそうだと思います。2番目が経済活性化で9%というふうにお答えいただきましたけれども、DXですね、DXが200名で26%と、3番目が地域名産品の開発、これが10%、それで

きタイプが 6 基、マンホールに設置するタイプが 7 基あります。そのほか、既存のトイレに袋をかぶせて凝固剤で固めるタイプの簡易トイレセット、これが 300 セット、これは 1 セット 100 回分になります。それに加えまして、トイレトペーパー、ウェットティッシュも備蓄をしております。

また、中川村において想定される最大の避難者数につきましては伊那谷断層地震であります、最も発生確率の高い南海トラフ地震の最大避難者数については 570 人を想定しています。その想定に対しましてトイレ等についても備蓄を進めているところであります。

成人が 1 日に排せつする量は 1 0 以上、平均 5 回はトイレに行くと言われています。下水道の一部が使用できることの前提にはなりますが、おおむね 1 日～2 日分を備蓄しております。3 日程度は村で対応することが必要と考えられますので、今後、必要量の備蓄を進めていきたいというふうに考えております。

また、各地区のほうには補助金の制度もありますので、各地区、また各家庭におきましても必要な災害用トイレ等の防災備品の備えについて周知を図っていききたいというふうに考えております。

○ 4 番 （長尾 和則） 一定数が準備されているということがよく分かりました。

気をつけなくちゃいけないと思うのが準備した仮設トイレ等の性能だと思ひます。

ただ、調べたんですが、災害用トイレに関する基準といったものはないようですので、どのような視点で製品を選んだらいいのか悩まれると思います。

調べたんですが、参考となるのは、日本トイレ研究所、ここが災害用トイレを開発する企業と連携して、災害用トイレ、具体的には携帯トイレ——今おっしゃいました。簡易トイレ、マンホールトイレ、組立て型の仮設トイレ、これらのそれぞれについて推奨仕様や性能項目を作成されたそうであります。こういったものを参考にしながら仕様や性能の優れた仮設トイレを準備しておけば、なお一層、いざというときのスムーズな避難所運営に役立つと思います。

質問の 2 点目であります。

2016 年に発生した熊本地震での調査によると、発災

		南信地域の自治体との協定による貸与等の支援を受けることは可能というふう に考えております。		
○ 4	番	（長尾 和則） 既にそのような体制はしっかりできておるということで、承知 をいたしました。 釈迦に説法のような話で申し訳ないんですが、逆に、困ったときはお互いさま ということで、ほかの町村がそういったことで困っておる場合には、中川村も積 極的に備品を提供するといったことも必要かと思います。 最後の質問になります。村や地域の防災訓練の際、仮設トイレの使用方法を説 明し、住民に災害時におけるトイレ対応の予備知識を持っていただく必要がある と考えますが、お尋ねをいたします。 ○総務課長 災害時のトイレの使い方はとても重要です。 被災後、水が出ない、下水道が使えない、電気がつかないといった非常時には、 いち早くトイレを災害対応の状態にすることが大切です。 避難される全ての方が避難所のトイレが使えない状態であるかを判断するの も難しく、上下水道が使えない状態でトイレを使用しますと、排せつ物がそのま ま流せないといって、その後の方が使用できないというような大変な苦勞を要し ます。 災害時には、いち早く担当職員がトイレの状態を確認し、避難所開設時から災 害用トイレの使用ができるように対応することが重要というふうに思います。 職員が対応でない場合も想定されることから、住民の皆さんにも広く周知する ことが重要と考えております。 そのため、議員の御指摘のとおり、防災訓練や地域防災マップ作製などを通じ て災害時のトイレの使い方についてもお伝えをしていきたいというふうに考え ております。 また、先ほども述べましたが、各御家庭、各地区で災害用トイレや防災用品の 備えや住民の皆さんの防災意識の向上を図っていくことが大切というふうに考 えております。 ○ 4	番	（

間食の項に記載した食品の摂取を中止させ、適切な食事・運動療法を行ったところ、数ヵ月後には血糖値が正常化するとともに肥満度も改善し、肥満の成因に脂肪摂取過剰とともに蔗糖、果糖の過剰摂取が関わっていることが確認されました。

とも報告しています。

しかし一方で、最近、小児糖尿病の治療に関わっている専門医は、

わが国の小児・思春期の2型糖尿病の治療成績が思わしくない理由として、特に家族から独立して生活して行くなかで、治療を中断してしまうことも多い。就職、家庭内の問題や経済的問題、地理的問題などや、思春期特有の不安感や本人の糖尿病への自覚など様々な要因が絡んでいる。治療目標の達成にあれ程がんばったはずなのにと嘆く医療者も多いはずである。医療者として、ある患者の人生の長いスパンに、絶えず勇気と希望の支援を与え続けるには限界がある。

これは岡田知雄っていう方が「糖尿病」っていう雑誌に書かれた「小児における糖尿病と肥満度との関連について」という論文の中の一部であります。と岡田先生は述懐しております。

つまり、子どもの学齢期に見合った健康上の問題を解決するには、長くその子の成長に合わせて寄り添う地域社会の取組が必要だとこの医師は述べているのだと思います。

一方で、文科省は、

個別の保健指導を実施するに当たっては、児童生徒の心身の健康問題の多様化や医療の支援を必要とする事例も増えていることから、すべて学校のみで解決することは困難な状況にある。そのため、医療機関を始めとする地域の関係機関等との連携が必要となっており、学校保健安全法（中略）第10条に、学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、医療機関等と連携を図ることが盛り込まれたところである。

と手引に書いています。

また、教育委員会は、地域の小・中・高等学校間の情報交換等ができる体制整備や医療機関や福祉関係機関等を含めた地域レベルの組織体制づくりを確立していくことが求められている。

これは文科省が出している手引の一部であります。としています。

既に学校と地域の医療機関、行政の保健指導を一体的に取り組むべきだと文科省も指摘しています。

そこで、私からの提案です。

中川村の小中学校で行われている学校健診の結果を個別

め3食の食事を制限するようなダイエットをしないこと、体重の増加を緩やかにして肥満度の増加を抑えること、体型に言及したり食べてはいけない等の指導になったりしないように心がけ、実施をいたしました。

保護者の反応としましては、生徒、保護者ともに真剣に話を聞いてくれて関心が高かった。中学生本人も理解ができていたようです。身長、体重の経年変化を成長曲線で見える化したことで、その時期の変化や体重増加の理由を話すことができていました。どの家庭も子どもの肥満は気にしていて、家庭でも調べたり工夫したりして対策を取っていたようです。また、困っていることなどを自分から相談してくれるよい機会となったようでありました。

保健センター職員が相談を実施して気づいたこと、課題等としましては、体型のことを気にしたり自信をなくしたりするような発言もあったので、気持ちへの影響がないよう慎重にする必要があるということです。中学生になると自分で食べる物を選ぶようになるので、保護者だけでなく、本人も一緒に話を聞くことが大切だということです。1回の相談で全てが分かり解決できることではないので、今後も継続して関わり支援をしていく必要があることなどに気づくことができたようです。

今後の取組としましては、高校生になると親元を離れたり自分で選択したりする機会が増えることから、中学卒業までに肥満度を少しでも抑え、かつ自分が健康でいるためにどのような食事をしていけばいいか食事や生活を選ぶ力をつけられるよう指導していく。これは学校の養護教諭だけでは困難であるため、保健福祉課と連携して進める。また肥満の保健指導も継続するってということです。

また、肥満になる前の予防の取組が重要であることから、新生児期、胎児期からの健康づくりを保健センターが事務局となり保育園、小中学校と連携して取り組むことになりました。

2番目の提案をいただきましたように、子どもの家庭と地域全体で取り組むことを確認することができました。

また、来年度から、生化学検査――血液や尿検査になりますが、ヘモグロビンA1cが追加になります。ヘモグロビンA1cとは過去1

福祉施設や施設系の農業者は年間を通じて労働力の希望、不足があるということで、個人農業者や加工品事業者では栽培品目や加工時期によりまして季節的な労働力を欲しているといった結果であります。

アンケート結果では、少ない月で月9人ほど、多い月で30人を超える労働力の希望があったと、そういった結果でありました。

○5 番 (桂川 雅信) 今報告がありましたけれども、村の労働力調査では最低の月はたしか2月だったと思います。2月のときが9人——9.2人という話だったと思います。高い月に合わせるんじゃないくて、小さい月に当然合わせざるを得ませんので、全体的に見ると協同組合で9人程度までは雇用条件があるということになると思います。

それで、これを確認した上で次の質問ですが、地域づくり事業協同組合は、現在の村内事業者だけでなく、今後起業を予定している方たちにとっても有益な情報だと思います。以前にもこのことについて申し上げましたが、今後起業しようとする事業者から見ると、起業時直後の人件費は事業が軌道に乗るまでは経営を圧迫する主要な要因となっており、この期間の人件費相当額の救済は事業協同組合制度の重要な役割を担っていると考えます。

また、村外から起業者の要望に応じて移住してきた方にとっても、当初から生活を安定させるという意味でも大切な役割を担うものと考えます。

この点を考えると、昨年調査をした事業体よりも——先ほど報告ありましたけど、回答いただいたのは17事業者ということになっていたと思いますが、この点を考えると、もっとたくさんの事業体がこれに参画する可能性があると思います。例えば観光業、リクリエーション事業、社会教育事業、情報関連ソフトな事業など、村内の個人事業主をはじめ、村外からの雇用を求めている村民にも広く周知すべきと考えますけれども、担当課の今後の取組を伺いたいと思います。

○地域政策課長 労働力が必要な事業者、事業所がいることは、先ほどのアンケート調査からも把握ができている状況であります。

協同組合設立には社員の派遣を求める4者以上の事業者が集まることは必要要件となっておりまして、この点についてはあまり心配は要らないものと考えております。

○産業振興課長	現段階の状況でありますけれども、協定内容、こちらにつきましては協議が終了しております。それをもちまして、3月21日、協定の締結を行う予定となっております。		戻して具体的な連携を始めるということによろしいんですか。
○5番	項目につきましては、地域産業の振興、地域資源の活用、安全・安全な地域づくり、人材育成及び生涯学習、教育及び学術研究、環境保全、こちらに関すること、それとその他両者が必要と認める事項、こちらとなることとなっております。 (桂川 雅信) 1年経過しましたけれども、やっと協定に結びつけられたということで、よかったなと思います。	○5番	(桂川 雅信) 次の質問とも関連しますので、次の質問をいたします。 これまで新規開発事業には地域づくり支援金などにより大学の先生や学生さんたちに必要な経費を支払ってきましたが、今後は連携協定を基にして作業を進めていただくことになりましたら、村としての委託や支援などの経費助成も可能になると考えます。村から提出した連携テーマに関して大学側から何らかの要望があった場合、どのように今後応答をされるのか、村長の見解を伺います。
	そこで、続きに入りますが、中川村では、今、若い生産者を中心に新たな栽培品目への挑戦、あるいは新たな6次産業化への挑戦が進行しています。若い生産者が次世代を目指して挑戦を始めていることに敬意を表		

抜学力検査問題の社会科では、資料 1 のように地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債などのグラフを示して、自主財源である地方税とその他の財源を比較する問題が出題されています。資料 1 を御覧いただければいいと思います。

入学試験でこういう問題出るっていうのは多分珍しいんじゃないかなと思いますが、前期試験でした。

一方で、2 月 18 日付、信濃毎日新聞では、「まちづくりに使えるお金は多くない?」「自治体の自主財源づくりを新聞記事から考える」として、中学生が「公民の授業で地方自治の仕組みや現状について学んでいる。自主財源に乏しい県内の地方自治体がまちづくりに苦慮している実情を新聞記事で学習し、自分たちが住んでいる地域の状況に目を向けた。」と記事を掲載しました。

この記事では、生徒たちはある村の 2022 年度一般会計当初予算案の歳入に占める村税の割合が 6.3%にとどまり、財源の多くを国からの地方交付税交付金で賄っている事情に触れて、村の財政課題を依存財源が多いと回答したと報じました。

また、ある市の決算報告を例に、この市では普通会計の歳入に占める割合は自主財源 37.3%より依存財源 62.7%が大きく、さきに挙げた村と同様の課題を抱えていることに気づいたと書いていました。

これらの記事を読むと、地方税収以外で大きな割合を占める地方交付税は、地方の財源ではなく、国に依存した財源であるかのような誤った印象を与えるものとなっています。

しかし、このような誤りは全国でも繰り返されており、自治体も自らの財政報告で同様に記述をしているところもあるため、地方財政への正確な理解を進めるためにこの質問をいたします。

まず法律上の規定から申し上げますが、地方交付税法第 3 条第 2 項

と書いています。明らかに交付税、地方交付税は一般会計を通さないで地方交付税の特別会計に入れなさいということを審議会で答申しています。

ここまで地方交付税の性格について細かく国の見解と全国知事会の声明を述べたのは、多くの地方自治体や国民がいまだに地方交付税は国からいただくものといった感覚を残していることにある種の懸念を持っているからです。冒頭の事例のように、学校教育やメディアまでがほとんど地方交付税を自主財源とは捉えていないことは、地方財政に対する誤った認識を拡大してしまう懸念をさらに強くしています。

地方自治体にとって使途が特定されていない、あるいは制限されない財源を一般財源とし、これを自主財源と呼ぶならば、国税である所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額は、この自主財源に該当するものです。

全国知事会は長く地方分権を訴えてきましたが、地方分権改革の中心的課題は地方自治体の財政基盤の強化であることは言うまでもありません。

人口規模がごく小さい自治体では、事業所自体の存立基盤がないため、事業所からの税收がほとんど期待できない状況下であります。それでも消防、保健衛生、福祉、民生、土木、環境、学校教育、社会教育などの行政サービスは広範囲にわたって一定水準を維持することが求められています。そのため、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能はそのような自治体にとって命綱なのです。

この命綱は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源なのですから、日本国民から配分された地方自治体の固有財源として認識すべきであり、国から分け前を与えてもらっているものではないことをしっかりと認識すべきと考えます。

ここは依存財源っていう表現そのものを使う必要がないんじゃないかというふうに私は考えます。

次へ移ります、2点が質問です。

2番目の地方交付税に関する認識というのは、地方の財政自主権に関する重要な問題だと考えています。この点から考えると、村は、これまでに作成している財政文書の中で、性質別歳入で自主財源と依存財源に区分し、地方交付税などを依存財源としているのは地方交付税法の定義や総務省の考え方とも異なるのではないのでしょうか。

そもそも、性質別区分をするのであれば、一般財源と特定財源として、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源である地方税、地方譲与税、地方特別交付金等地方交付税などを一般財源と記述し、特定財源ではないことを明示すれば誤った認識は拡大しないのではないのでしょうか。

また、今後、同様の文書中で取扱いについての担当課の見解を伺います。

それで、このときに、資料でもちょっとつけてありますけれども……。

すみません。ちょっと回答を先にいただきたいと思います。

先ほど述べましたように、村の財政文書等においては、これまで一般的な財政分析上の区分として地方交付税を依存財源として取扱いしてきました。

今後につきましては、性質別歳入や財政分析など、基本的には一般財源と特定財源の区分の中で、財政文書中における地方交付税の取扱いにつきましては一般財源などと記載するなどの取扱いをしていきたいというふうに考えております。

○5 番 (桂川 雅信) 添付しました資料の中に資料4つというのがあります。鳥取県の財政用語の説明資料です。

この中に自主財源と地方交付税という説明があります。

見ていただくと分かりますが、通常のほかの県の財政用語の説明では、自主財源っていう項目があると、次には大体依存財源っていう説明があって、さっき課長が言われたような説明が大体書いてあります。

鳥取県は、それがありませんでした。自主財源っていう項目があ

